

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年5月22日

【中間会計期間】 第40期中(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

【会社名】 株式会社 高滝リンクス倶楽部

【英訳名】 TAKATAKI LINKS CLUB LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木内 充

【本店の所在の場所】 東京都新宿区四谷1 - 1 アーバンビルサカス17 - 4階

【電話番号】 03-6380-5617

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 鈴木 仁志

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷1 - 1 アーバンビルサカス17 - 4階

【電話番号】 03-6380-5617

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 鈴木 仁志

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第38期中	第39期中	第40期中	第38期	第39期
会計期間	自 令和5年 9月1日 至 令和6年 2月29日	自 令和6年 9月1日 至 令和7年 2月28日	自 令和7年 9月1日 至 令和8年 2月28日	自 令和5年 9月1日 至 令和6年 8月31日	自 令和6年 9月1日 至 令和7年 8月31日
売上高 (千円)	192,497	217,366	253,287	402,144	470,805
経常利益又は経常損失() (千円)	13,414	30,230	10,965	22,532	15,029
中間純利益又は中間(当期) 純損失() (千円)	13,704	30,520	10,675	23,112	15,609
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	10,000	10,000	19,900	10,000	19,900
発行済株式総数 (株)	1,364	1,364	1,382	1,364	1,382
純資産額 (千円)	436,606	396,676	442,064	427,197	431,388
総資産額 (千円)	889,428	903,682	930,178	884,374	911,427
1株当たり純資産額 (円)	1,244,521.17	1,281,561.76	1,219,102.05	1,253,249.20	1,228,842.83
1株当たり中間純利益又は 中間(当期)純損失() (円)	12,712.48	28,312.55	9,740.78	21,440.51	14,455.21
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	49.0	43.8	47.5	48.3	47.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	19,673	26,409	51,672	8,519	18,567
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,623	4,842	34,964	8,938	7,868
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	9,496	2,300	12,571	19,676	13,670
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	37,316	27,935	37,174	8,668	33,037
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	32 (14)	36 (18)	37 (20)	31 (14)	36 (19)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員の状況

令和8年2月28日現在

従業員数(人)	37 (20)
---------	-----------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、労使の関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は、株主が当社に出資した資金でゴルフ場を造り、そのゴルフ場を所有し管理運営する会社であり、株主は同時にブリックアンドウッドクラブを組織し会員となって日常のクラブ運営を行っております。ブリックアンドウッドクラブは、わが国では稀な、会員が協力して運営にあたっているゴルフ場として内外から高い評価を得ております。

当社の経営方針は、このような事情から、経営を安定させ会員が安心してゴルフなどのクラブライフを楽しめるようにすることであります。

(2) 経営環境

しかしながら我が国のゴルフ場を取り巻く経営環境は極めて厳しく、当社のゴルフ場が開場した平成12年5月以降、多くのゴルフ場が経営破綻し、廃業又はファンドの傘下に入るなどしてきました。当社も厳しい状況の中で経営を安定させるため、平成18年には、会員の有志が資金を出し合い設立した株式会社コジローに、即時返済を迫られる当社の銀行借入れを肩替わりしてもらうことで返済期限を延ばし、また、平成22年には民事再生を申請し会員に負担をかけることなく債務を軽減するなど会員の協力を得て対応して参りました。その後もゴルフ場を取り巻く経営環境は益々厳しさを増し、料金値下げによる来場者誘致競争が一層激しくなり、近年でも経営破綻に陥るゴルフ場が多く出ている状況です。加えて近年では採用難等による人件費の増加や、電力料金その他物価高騰等による経費の増加への対応等厳しい経営環境が続いております。

(3) 対処すべき課題

このような経営環境の中、当社は上記経営方針を達成するため、会員の協力を得て毎年の収益を安定させることで、会員有志が株式会社コジローを経由して間接的に当社に貸し付けている債務を極力早期に返済することを最大の対処すべき課題としております。この課題の達成のために、一部料金の値上げや、来場者の増加・新入会員獲得などについて会員の協力を継続してお願いし、これにより得られる資金で債務の返済に務めて参りました。

当社の預り保証金は、株式会社コジローから2005年12月に借入れた借入金を返済するために、クラブが会員から新たに預かった追加の保証金を当社に預けたものであります。当中間会計期間末では、1年内返還予定の預り保証金は68百万円、返還期限の定めがなく退会時に返還することとなる長期預り保証金は70百万円となっております。また、当社の当中間会計期間末における借入金は合計198百万円ありますが、このうち18百万円は株式会社コジローが当社の老朽化した設備の更新を助けるために2026年10月及び2027年2月を期限として当社に貸したものであります。引き続き着実に返還、並びに返済を進めて参ります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

- (1) ゴルフ場事業は景気や個人消費の動向、同業他社との競合条件の変動、あるいは天候や震災などの予測不能な自然現象の影響により業績が大幅に変動する傾向にあり、これが当社の業績に重要な影響を与える可能性があります。
- (2) ゴルフ場の一部が借地となっております。現状では契約及び地主との関係において問題はありませんが、将来的に地主との契約更新ができない場合には、事業の継続に重要な影響を与える可能性があります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症などの感染症等の流行に伴い、当社の社員やその家族が感染し、就業不能となった場合には、事業継続が困難となるリスクが生じます。また、感染症の拡大により、实体经济に深刻な影響を与えた場合には、景気動向と連動している当社ゴルフ場の入場者数や新規入会者数が減少し、当社の財政状態及び経営成績に影響が生じる可能性があります。
- (4) 当社は会員等利用者の個人情報を有しております。情報の管理については万全を期すよう細心の注意を払っておりますが、万一情報が漏洩した場合には不測の影響が発生することも考えられます。
- (5) レストラン事業は食品の安全性確保が極めて重要であり、仮に食品事故等が発生した場合には、信用・評判の低下はもちろん、事故の原因となった食材の在庫廃棄等、レストラン事業の継続に重要な影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

ゴルフ場を取り巻く営業環境は厳しさを増しており、当社のゴルフ場が所在する千葉県下の令和6年度（令和6年4月から令和7年3月までの1年間）のゴルフ場数は前年度から2ヶ所減って158ヶ所となり、来場者数の実績は前年度比96.5%とそれぞれ減少しております。当社の来場者数は当中間会計期間において14,478名と前中間会計期間に比べて336名の増加（102.3%）と若干の改善傾向にありますが、まだ十分な水準とは言えず、前事業年度途中より、来場しなくなったメンバーからアクティブメンバーへの入替活動を積極的に進めており、継続的な営業努力をしていくことで成果をあげていくものと考えております。

(2) 財政状態

(資産)

当中間会計期間末の資産合計は、前事業年度末と比較して18百万円(2.0%)増加し、930百万円となりました。

これは、投資有価証券の取得が33百万円あったこと等が主な要因であります。

(負債)

当中間会計期間末の負債合計は、前事業年度末と比較して8百万円(1.6%)増加し、488百万円となりました。

これは、短期借入金が増加したこと等が主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産合計は、前事業年度末と比較して10百万円(2.4%)増加し、442百万円となりました。

これは、中間純利益の計上により繰越利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) 経営成績

当中間会計期間の来場者数は14,478名となり、前年同期比で336名増加（102.3%）、ネット集客を中心としたビジターの来場数増加が効果をもたらし、ゴルフ場売上は100百万円となり前年同期比5百万円増加（105.5%）いたしました。食堂売店売上は42百万円と前年同期比2百万円の減少（93.4%）となりましたが、一方で当中間会計期間には、ミュアヘッド・フィールズ ブルーリーフにおけるホテル・レストラン・マーケットの売上が好調に推移したことにより当該3事業の売上は31百万円と前年同期比11百万円の増加（156.6%）となりました。また、前事業年度に引き続き新規のメンバー募集を積極的に進めたことで名義変更手数料収入が22百万円と前年同期比15百万円増加（345.3%）し、年会費収入は35百万円と前年同期比1百万円未満の増加（101.2%）、入会金収入は5百万円と前年同期比2百万円増加（180.6%）、その他売上は前年同期比で3百万円増加（130.5%）し15百万円となりました。これらの結果、売上高合計は253百万円となり、前年同期比で35百万円の増加（116.5%）となりました。

他方、経費については、売上原価は前年同期比で1百万円未満増加（102.4%）し31百万円となり、販売費及び一般管理費は、211百万円と前年同期比で6百万円減少（96.9%）いたしました。これにより、営業損益は9百万円の利益となり、前年同期比では41百万円の改善となりました。

営業外収益は前年同期比で若干減少、営業外費用は前年同期比で若干増加し、経常損益は10百万円の利益となり、前年同期比で41百万円改善致しました。税引前中間純利益は経常利益と同額の10百万円、税引後中間純利益は10百万円となり、前年同期比で41百万円改善致しました。

ゴルフ場入口前の県道向かいにあるミュアヘッド・フィールズ ブルーリーフにおけるホテル・レストラン・マーケットの営業とも連動させ、今後はゴルフ場来場者にとどまらない幅広い顧客層を確保し、これらが一体となって持続的な発展を遂げていけるよう最大限の努力を傾けていく所存です。

(4) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動による資金増加が51百万円ありましたが、投資活動による資金減少が34百万円、財務活動による資金減少が12百万円となった結果、当中間会計期間末では37百万円（前中間会計期間に比し9百万円増加）となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は51百万円(前中間会計期間に比し25百万円増)となりました。これは主に、減価償却費13百万円、税引前中間純利益10百万円、売上債権の減少8百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は34百万円(前中間会計期間に比し30百万円減)となりました。これは主に、投資有価証券の取得33百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は12百万円(前中間会計期間に比し10百万円減)となりました。これは主に、長期借入金の返済26百万円によるものです。

(生産、受注及び販売の状況)

中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ゴルフ場売上	100,734	105.59
食堂・売店売上	42,746	93.47
年会費収入	35,372	101.22
ホテル・レストラン売上	31,494	156.57
入会金収入	5,600	180.65
名義変更手数料収入	22,100	345.31
その他売上	15,239	130.52
合計	253,287	116.53

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

(1) 当中間会計期間の経営成績の分析

ゴルフ場を取り巻く営業環境は厳しさを増しており、当社のゴルフ場が所在する千葉県下の令和6年度（令和6年4月から令和7年3月までの1年間）のゴルフ場数は前年度から2ヶ所減って158ヶ所となり、来場者数の実績は前年度比96.5%とそれぞれ減少しております。当社の来場者数は当中間会計期間において14,478名と前中間会計期間に比べて336名の増加（102.3%）と若干の改善傾向にありますが、まだ十分な水準とは言えず、前事業年度途中より、来場しなくなったメンバーからアクティブメンバーへの入替活動を積極的に進めており、継続的な営業努力をしていくことで成果をあげていくものと考えております。今後も引き続き利用者満足度の向上や来場者数の増加に努め、経営の安定に邁進して参ります。

当中間会計期間の来場者数は14,478名となり、前年同期比で336名増加（102.3%）、ネット集客を中心としたビジターの来場数増加が効果をもたらし、ゴルフ場売上は100百万円となり前年同期比5百万円増加（105.5%）いたしました。食堂売店売上は42百万円と前年同期比2百万円の減少（93.4%）となりましたが、一方で当中間会計期間には、ミュアヘッド・フィールズ ブルーリーフにおけるホテル・レストラン・マーケットの売上が好調に推移したことにより当該3事業の売上は31百万円と前年同期比11百万円の増加（156.6%）となりました。また、前事業年度に引き続き新規のメンバー募集を積極的に進めたことで名義変更手数料収入が22百万円と前年同期比15百万円増加（345.3%）し、年会費収入は35百万円と前年同期比1百万円未満の増加（101.2%）、入会金収入は5百万円と前年同期比2百万円増加（180.6%）、その他売上は前年同期比で3百万円増加（130.5%）し15百万円となりました。これらの結果、売上高合計は253百万円となり、前年同期比で35百万円の増加（116.5%）となりました。

他方、経費については、売上原価は前年同期比で1百万円未満増加（102.4%）し31百万円となり、販売費及び一般管理費は、211百万円と前年同期比で6百万円減少（96.9%）いたしました。これにより、営業損益は9百万円の利益となり、前年同期比では41百万円の改善となりました。

営業外収益は若干減少、営業外費用は若干増加し、経常損益は10百万円の利益となり、前年同期比で41百万円改善致しました。税引前中間純利益は経常利益と同額の10百万円、税引後中間純利益は10百万円となり、前年同期比で41百万円改善致しました。

上記業績を当社の年間計画の主な指標と比較すると次のようになりました。

来場者数

当事業年度年間計画 30,899名 内当中間会計期間 15,421名 実績14,478名 計画比 -943名

新規入会者数

当事業年度年間計画 50名 内当中間会計期間 25名 実績 23名 計画比 -2名

入会関係収入（入会金収入と名義変更手数料の合計）

当事業年度年間計画 60百万円 内当中間会計期間 30百万円 実績 27百万円 計画比 -3百万円

経常利益

当事業年度年間計画 20百万円 内当中間会計期間 10百万円 実績 10百万円 計画比 0百万円

来場者数が計画比未達となったものの、ブルーリーフエリアの売上が順調に推移したこと等により売上高は増加し、従来中間期では経常損失になること多かったところ、当中間会計期間では経常利益を計上することができました。ゴルフ場入口前の県道向かいにあるミュアヘッド・フィールズ ブルーリーフにおけるホテル・レストラン・マーケットの営業とも連動させ、今後もゴルフ場来場者にとどまらない幅広い顧客層を確保し、これらが一体となって持続的な発展を遂げていけるよう最大限の努力を傾けていく所存です。

(2) 当中間会計期間末の財政状態の分析

(資産の部)

当中間会計期間末の資産合計は、前事業年度末と比較して18百万円(2.0%)増加し、930百万円となりました。

流動資産は同5百万円(7.6%)減少し、71百万円となりました。この主な要因は、営業未収入金が8百万円減少したことによるものであります。

固定資産は同24百万円(2.9%)増加し、858百万円となりました。この主な要因は、投資有価証券の取得が33百万円あったことによるものであります。

(負債の部)

当中間会計期間末の負債合計は、前事業年度末と比較して8百万円(1.6%)増加し、488百万円となりました。

流動負債は同3百万円(1.6%)増加し、219百万円となりました。この主な要因は、短期借入金が18百万円増加したことによるものであります。

固定負債は同4百万円(1.6%)増加し、268百万円となりました。この主な要因は、長期預り保証金が10百万円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当中間会計期間末の純資産合計は、前事業年度末と比較して10百万円(2.4%)増加し、442百万円となりました。この主な要因は、中間純利益の計上により繰越利益剰余金が10百万円増加したことによるものであります。

(3) 当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (業績等の概要) (4) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

資本の財源及び資金の流動化について

当社の負債比率は、当中間会計期間末で110.4%と、資本の多くを借入金に依存している状況です。債務の返済は計画的に進めており、今後継続して経営の黒字化と安定化を図り、引き続き返済を進め、財務内容の改善に努めていく所存です。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社においては、来場者数が経営成績に重要な影響を与える要因となっており、景気動向はもとより天候や大災害に加え感染症の流行などによる消費者の消費マインドの変化、同業他社との競合条件の変動などが業績を大きく左右することとなります。ゴルフ場の一部が借地となっていることに起因する将来的に地主との契約更新が出来ず事業の継続に重要な影響を与えるリスクについては、これまで同様常に地主との良好な関係を保ち、当該リスクの低減を図っております。また、個人情報の管理については万全を期すよう細心の注意を払っております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財務諸表の作成に当たって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

なお、繰延税金資産の回収可能性の判断等につきましては、過去の実績等を勘案し合理的な方法により見積りを行っております。

(6) 今後の経営方針と見通し

当社は、株主が当社に出資した資金でゴルフ場を造り、そのゴルフ場を所有し管理運営する会社であり、株主は同時にブリックアンドウッドクラブを組織し会員となって日常のクラブ運営を行っております。ブリックアンドウッドクラブは、わが国では稀な、会員が協力して運営にあたっているゴルフ場として内外から高い評価を得ております。

当社の経営方針は、このような事情から、経営を安定させ会員が安心してゴルフなどのクラブライフを楽しめるようにすることです。

しかしながら我が国のゴルフ場を取り巻く経営環境は極めて厳しく、当社のゴルフ場が開場した平成12年5月以降、多くのゴルフ場が経営破綻し、廃業又はファンドの傘下に入るなどしてきました。当社も厳しい状況の中で経営を安定させるため、平成18年には、会員の有志が資金を出し合い設立した株式会社コジローに、即時返済を迫られる当社の銀行借入れを肩替わりしてもらうことで返済期限を延ばし、また、平成22年には民事再生を申請し会員に負担をかけることなく債務を軽減するなど会員の協力を得て対応して参りました。その後もゴルフ場を取り巻く経営環境は益々厳しさを増し、料金値下げによる来場者誘致競争が一層激しくなり、近年でも経営破綻に陥るゴルフ場が多く出ている状況です。加えて近年では採用難等による人件費の増加や、電力料金その他物価高騰等による経費の増加への対応等厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の中、当社は上記経営方針を達成するため、会員の協力を得て毎年の収益を安定させることで、会員有志が株式会社コジローを経由して間接的に当社に貸し付けている債務を極力早期に返済することを最大の対処すべき課題としております。この課題の達成のために、一部料金の値上げや、来場者の増加・新入会員獲得などについて会員の協力を継続してお願いし、これにより得られる資金で債務の返済に務めて参りました。

当社の預り保証金は、株式会社コジローから2005年12月に借り入れた借入金を返済するために、クラブが会員から新たに預かった追加の保証金を当社に預けたものであります。当中間会計期間末では、1年内返還予定の預り保証金は68百万円、返還期限の定めがなく退会時に返還することとなる長期預り保証金は70百万円となっております。また、当社の当中間会計期間末における借入金は合計198百万円ありますが、このうち18百万円は株式会社コジローが当社の老朽化した設備の更新を助けるために2026年10月及び2027年2月を期限として当社に貸したものであります。引き続き着実に返還、並びに返済を進めて参ります。

4 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
優先株式	480
普通株式	1,150
後配株式	400
計	2,030

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和8年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (令和8年5月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
優先株式	286	286		(注) 1
普通株式	696	696	非上場・非登録	(注) 2
後配株式	400	400		(注) 3
計	1,382	1,382		

(注) 1 優先株式

- (1) 完全議決権株式であり、普通株式、後配株式に優先して1株につき年3,000円に達するまでの利益配当(以下「優先配当金」という)を受けます。
- (2) 普通株式に対して優先配当金以上の利益配当が支払われるときは、優先株式に対しても同額の利益配当を行います。
- (3) 優先配当金が1株につき(1)の金額に達しないときは、その不足額は翌年度以降に累積しません。

2 普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式。

3 後配株式

- (1) 完全議決権株式であり、普通株式配当金が1株につき年4,000円に達するまで配当を受ける権利を有しません。
- (2) 普通株式配当金が1株につき年4,000円以上支払われる場合は、後配株式に対しても同額の配当金を受けられます。

4 単元株制度は採用しておりません。

5 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

6 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りです。

当社の発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得には、取締役会の承認が必要です。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和8年2月28日		1,382		19,900		308,442

(5) 【大株主の状況】

令和8年2月28日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株 式数の割合 (%)
有限会社Be Smart	東京都新宿区四谷1-1	405 (注1)	29.30
株式会社コジロー	東京都港区白金	29 (注2)	2.09
光岡 甫	東京都渋谷区代々木	11 (注3)	0.79
新田見 華子	東京都文京区白山	7 (注4)	0.50
児玉 昇	東京都江東区永代	7 (注5)	0.50
石井 博子	東京都渋谷区広尾	4 (注6)	0.28
計	-	463	33.50

- 注) 1 有限会社Be Smartの所有株式数405株の内訳は、普通株5株、後配株400株となっております。
- 2 株式会社コジローの所有株式数29株の内訳は、優先株6株、普通株23株となっております。
- 3 光岡甫の所有株式数11株の内訳は、優先株1株、普通株10株となっております。
- 4 新田見華子の所有株式数7株の内訳は、優先株2株、普通株5株となっております。
- 5 児玉昇の所有株式数7株の内訳は、普通株7株となっております。
- 6 石井博子の所有株式数4株の内訳は、優先株1株、普通株3株となっております。
- 7 第7位以下の株主の所有株式数はすべて3株以下(0.21%以下)であります。
- 8 持株比率は当中間会計期間末の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する比率で、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和8年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	優先株式 286 普通株式 696 後配株式 400	286 696 400	(注) 1 (注) 2 (注) 3
発行済株式総数	1,382		
総株主の議決権		1,382	

(注) 1 優先株式

- (1) 完全議決権株式であり、普通株式、後配株式に優先して1株につき年3,000円に達するまでの利益配当(以下「優先配当金」という)を受けます。
- (2) 普通株式に対して優先配当金以上の利益配当が支払われるときは、優先株式に対しても同額の利益配当を行います。
- (3) 優先配当金が1株につき(1)の金額に達しないときは、その不足額は翌年度以降に累積しません。

2 普通株式

- (1) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式。

3 後配株式

- (1) 完全議決権株式であり、普通株式配当金が1株につき年4,000円に達するまで配当を受ける権利を有しません。
- (2) 普通株式配当金が1株につき年4,000円以上支払われる場合は、後配株式に対しても同額の配当金を受けられます。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和7年9月1日から令和8年2月28日まで)の中間財務諸表について、公認会計士長田信也氏により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年8月31日)	当中間会計期間 (令和8年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,037	37,174
営業未収入金	64,566	56,168
商品	6,843	5,834
その他	5,005	8,882
貸倒引当金	32,126	36,620
流動資産合計	77,326	71,439
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 51,636	2 49,868
構築物（純額）	150,036	147,456
コース勘定	371,159	371,159
土地	2 202,024	2 202,024
その他	57,051	52,542
有形固定資産合計	1 831,907	1 823,051
無形固定資産	240	201
投資その他の資産		
その他	1,952	35,486
投資その他の資産合計	1,952	35,486
固定資産合計	834,101	858,739
資産合計	911,427	930,178
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,832	3,736
1年内返済予定の長期借入金	9,996	9,996
リース債務	8,161	7,281
未払費用	34,150	29,236
未払法人税等	580	290
1年内返還予定の預り保証金	73,400	68,700
契約負債	49,002	68,370
災害損失引当金	165	165
その他	2, 3 35,841	2, 3 31,994
流動負債合計	216,130	219,771
固定負債		
株主、役員又は従業員からの長期借入金	2 175,834	2 175,834
長期借入金	7,721	2,723
リース債務	20,384	16,949
長期預り保証金	59,700	70,000
その他	268	2,835
固定負債合計	263,908	268,342
負債合計	480,039	488,114

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年8月31日)	当中間会計期間 (令和8年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,900	19,900
資本剰余金		
資本準備金	308,442	308,442
資本剰余金合計	308,442	308,442
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	103,045	113,721
利益剰余金合計	103,045	113,721
株主資本合計	431,388	442,064
純資産合計	431,388	442,064
負債純資産合計	911,427	930,178

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)
売上高	217,366	253,287
売上原価	31,114	31,890
売上総利益	186,251	221,397
販売費及び一般管理費	218,333	211,589
営業利益又は営業損失()	32,081	9,808
営業外収益	1 2,007	1 1,537
営業外費用	156	379
経常利益又は経常損失()	30,230	10,965
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	30,230	10,965
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等合計	290	290
中間純利益又は中間純損失()	30,520	10,675

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000	298,542	-	298,542	118,654	118,654	427,197	427,197
当中間期変動額								
中間純損失()					30,520	30,520	30,520	30,520
当中間期変動額合計					30,520	30,520	30,520	30,520
当中間期末残高	10,000	298,542	-	298,542	88,133	88,133	396,676	396,676

当中間会計期間(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	19,900	308,442	-	308,442	103,045	103,045	431,388	431,388
当中間期変動額								
中間純利益					10,675	10,675	10,675	10,675
当中間期変動額合計					10,675	10,675	10,675	10,675
当中間期末残高	19,900	308,442	-	308,442	113,721	113,721	442,064	442,064

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	30,230	10,965
減価償却費	12,976	13,417
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,850	4,493
受取利息	8	42
支払利息	147	347
売上債権の増減額(は増加)	8,683	8,398
棚卸資産の増減額(は増加)	2,027	995
仕入債務の増減額(は減少)	3	1,095
未払金の増減額(は減少)	547	1,363
未払費用の増減額(は減少)	3,154	4,978
未払消費税等の増減額(は減少)	4,050	895
長期預り保証金の増減額(は減少)	22,200	5,600
その他	12,192	14,861
小計	27,129	52,492
利息及び配当金の受取額	8	42
利息の支払額	147	282
法人税等の支払額	580	580
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,409	51,672
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,832	1,614
投資有価証券の取得による支出	-	33,350
その他	10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,842	34,964
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	52,050
短期借入金の返済による支出	-	33,350
長期借入れによる収入	14,000	-
長期借入金の返済による支出	9,498	26,698
割賦債務の返済による支出	76	259
リース債務の返済による支出	6,725	4,314
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,300	12,571
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,267	4,136
現金及び現金同等物の期首残高	8,668	33,037
現金及び現金同等物の中間期末残高	27,935	37,174

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益力の低下に基づく簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 7～34年

構築物 10～60年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

(4) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

中間期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 災害損失引当金

当社は、台風により被災した資産の復旧等の支出に備えるため、当中間期末時点での見積額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

(1) コース使用料等収入

ゴルフクラブ会員によるゴルフコース使用等の対価であるコース使用料等収入は、顧客とのサービス提供契約に基づいてゴルフコース使用サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、割引チケットの利用による値引きが見込まれるものについては、割引チケット発行時に収益を認識せず、当該割引チケットの発行価額で契約負債を認識しております。

(2) 年会費収入

ゴルフクラブ会員との契約の対価である年会費収入は、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) ホテル・レストラン収入

客室、レストラン及びそれらに付帯するサービスの提供の対価であるホテル・レストラン収入は、受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和7年8月31日)	当中間会計期間 (令和8年2月28日)
有形固定資産 減価償却累計額	1,171,616千円	1,184,246千円

2 担保提供資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年8月31日)	当中間会計期間 (令和8年2月28日)
建物	51,636千円	49,868千円
土地	202,024千円	202,024千円

上記の担保資産に対する債務

	前事業年度 (令和7年8月31日)	当中間会計期間 (令和8年2月28日)
その他の流動負債	21,700千円	18,700千円
株主、役員又は従業員からの長期借入金	175,834千円	175,834千円

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)
受取手数料	503千円	378千円

減価償却の実施額

	前中間会計期間 (自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)
有形固定資産	12,876千円	13,378千円
無形固定資産	99千円	39千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当中間会計期間末
普通株式	678			678
優先株式	286			286
後配株式	400			400
合計	1,364			1,364
自己株式				

2 新株予約権及び自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当中間会計期間末
普通株式	696			696
優先株式	286			286
後配株式	400			400
合計	1,382			1,382
自己株式				

2 新株予約権及び自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)
現金及び預金勘定	27,935千円	37,174千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	27,935千円	37,174千円

2 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間(自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

ゴルフ場の芝刈り機(乗用5連ロータリーモア)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主にゴルフ事業におけるゴルフカートと、レストラン棟の空調であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当中間会計期間(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

ゴルフ場の芝刈り機(乗用5連ロータリーモア)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主にゴルフ事業におけるゴルフカートなどあります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)リース債務(長期)	20,384	19,661	723
(2)長期借入金(関係会社・株主含む)	183,555	175,701	7,854
負債計	203,940	195,362	8,577

(注1) 現金及び預金、営業未収入金、買掛金、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金、及びリース債務(短期)は、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、また継続利用が前提であることから返還時期が予測不可能であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	令和7年8月31日
投資有価証券に属するもの	
非上場株式	50
長期預り保証金	59,700

当中間会計期間(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)リース債務(長期)	16,949	16,396	553
(2)長期借入金(関係会社・株主含む)	178,557	158,888	19,668
負債計	195,507	175,284	20,222

(注1) 現金及び預金、営業未収入金、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払費用、未払

法人税等、未払消費税等、預り金、預り保証金、及びリース債務(短期)は、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、また継続利用が前提であることから返還時期が予測不可能であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	令和8年2月28日
投資有価証券に属するもの	
非上場株式	33,400
長期預り保証金	70,000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与える

インプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(令和7年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(令和8年2月28日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(令和7年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務(長期)		19,661		19,661
長期借入金(関係会社・株主含む)		175,701		175,701

当中間会計期間(令和8年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務(長期)		16,396		16,396
長期借入金(関係会社・株主含む)		158,888		158,888

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務(長期)

リース債務(長期)の時価については、将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等で割り引いた現在価値にて算定する方法によっております。

長期借入金(関係会社・株主含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(令和7年8月31日)

有価証券

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(令和8年2月28日)

その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自令和6年9月1日 至令和7年8月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(自令和7年9月1日 至令和8年2月28日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自令和6年9月1日 至令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自令和7年9月1日 至令和8年2月28日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自令和6年9月1日 至令和7年2月28日)

当社は関連会社を有しないため該当事項はありません。

当中間会計期間(自令和7年9月1日 至令和8年2月28日)

当社は関連会社を有しないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自令和6年9月1日 至令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自令和7年9月1日 至令和8年2月28日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自令和6年9月1日 至令和7年8月31日)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によりますが、当該契約は、自動継続であり、かつ、ゴルフ場以外の利用が不可能なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

当中間会計期間(自令和7年9月1日 至令和8年2月28日)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によりますが、当該契約は、自動継続であり、かつ、ゴルフ場以外の利用が不可能なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自令和6年9月1日 至令和7年8月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当中間会計期間(自令和7年9月1日 至令和8年2月28日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自令和6年9月1日 至令和7年2月28日)

(単位：千円)

コース使用料等収入	141,129
年会費収入	34,946
ホテル・レストラン収入	20,115
その他売上	21,175
顧客との契約から生じる収益	217,366
その他の収益	
外部顧客への売上高	217,366

当中間会計期間(自令和7年9月1日 至令和8年2月28日)

(単位：千円)

コース使用料等収入	143,481
年会費収入	35,372
ホテル・レストラン収入	31,494
その他売上	42,939
顧客との契約から生じる収益	253,287
その他の収益	
外部顧客への売上高	253,287

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

営業収益

当社は、ゴルフ場を経営しており、来場されコースを使用された際に支払われるコース使用料や飲食された際の食堂売店収入、クラブ会員の年会費、クラブに入会する際の入会金や名義書換手数料の他、隣接するホテル及びレストラン経営による収入等を主な収入としております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）		
顧客との契約から生じた債権（期末残高）		
契約負債（期首残高）	46,998	49,002
契約負債（期末残高）	49,002	68,370

契約負債は、会員に対して発行される割引チケット、及び会員から受け取る年会費のうち当中間会計期間末日後の期間の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、16,338千円であります。また、当中間会計期間において、契約負債が19,368千円増加した主な理由は、割引チケットの発行枚数が、会員により使用または失効した枚数を上回ったことによるもの、及び中間会計期間末までに年会費入金が集まる一方、収益認識基準により当中間会計期間後から期末日までに収益に認識される金額が生じるためであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ場の経営及びこれに付随する事業を営む単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

ゴルフ場運営事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

ゴルフ場運営事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和7年8月31日現在)	当中間会計期間 (令和8年2月28日現在)
(1) 1株当たり純資産額	1,228,842円83銭	1,219,102円05銭
(算定上の基礎)		
中間期末(期末)純資産(千円)	431,388	442,064
控除する金額(千円：注)	1,778,200	1,778,200
差引	1,346,811	1,336,135
期末発行済普通株式数	1,096	1,096
期末普通株式の自己株式数		
差引	1,096	1,096

(注) 優先株式に対応する払込金額を控除する。金額の計算は下記の通り。

払込単価(千円)	優先株式数	払込金額(千円)
5,500	38	209,000
6,300	180	1,134,000
6,400	68	435,200
合計	286	1,778,200

項目	前中間会計期間 (自 令和6年9月1日 至 令和7年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和7年9月1日 至 令和8年2月28日)
(2) 1株当たり中間純利益金額又は1株 当たり中間純損失金額	28,312円55銭	9,740円78銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額	30,520	10,675
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純利益金額又は 中間純損失金額	30,520	10,675
普通株式の期中平均株式数(株)	1,078	1,096

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第39期(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)令和7年11月25日 関東財務局長に提出

(2) 訂正有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第35期(自 令和2年9月1日 至 令和3年8月31日)令和7年12月2日 関東財務局長に提出

事業年度 第36期(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)令和7年12月3日 関東財務局長に提出

事業年度 第37期(自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)令和7年12月3日 関東財務局長に提出

事業年度 第38期(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)令和7年12月3日 関東財務局長に提出

事業年度 第39期(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)令和7年12月3日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和8年4月25日

株式会社 高滝リンクス倶楽部

取締役会 御中

長田公認会計士事務所

神奈川県横浜市

公認会計士 長 田 信 也

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高滝リンクス倶楽部の令和7年9月1日から令和8年8月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（令和7年9月1日から令和8年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高滝リンクス倶楽部の令和8年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和7年9月1日から令和8年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。